

長介第1225号
令和2年3月11日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る運営推進会議及び介護・医療連携推進
会議の取扱いについて（通知）

各事業所におかれましては新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただいているところですが、「長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第41条及び第61条の17」により定められている、運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下、「運営推進会議等」という）の取扱いについて、令和2年2月28日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」に基づき、感染拡大が終息に向かうまでの当分の間の長岡市の取扱いを下記のとおり定めましたので通知します。

記

1 運営推進会議等の取扱い

- (1) 運営推進会議等の開催可否は、感染拡大防止の観点から、各事業者で判断してください。
- (2) 運営推進会議等の開催を中止した場合、構成員に対し運営推進会議等の会議資料等を送付し、運営状況等の報告を行い、事業所に対する評価、要望、助言等を受け付けてください。（参考様式は別添のとおり）
- (3) 議事録等に本来の開催予定日、中止等の理由、上記(2)の対応内容及び構成員より受けた評価等を記載し、事業所で保管、公表するとともに、市へ議事録等を提出してください。
- (4) 上記(2)、(3)を満たした場合、(2)の運営推進会議等の会議資料等の発出日をもって、運営推進会議等を基準どおり開催したものと見なします。

2 外部評価について

- (1) 運営推進会議等を活用した外部評価については、感染拡大防止の観点から、文書等による実施、延期等、柔軟な対応としてください。
- (2) 認知症対応型共同生活介護における外部評価の実施回数の緩和要件となっている運営推進会議の開催については、上記1のとおり取り扱った場合も、当該要件の適用回数に含むこととします。

なお、その場合は令和2年4月30日までに一連の処理を完了させてください。

3 その他

運営推進会議等を開催する際は、参加者に手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底したうえで行ってください。

また、運営推進会議等中止する場合で、文書による照会等が困難な場合は、事前に介護保険課へ御相談ください。

※上記取扱いは現時点での判断であり、今後状況により変更する場合があります。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係
電 話：0258-39-2245
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp